

京都大学情報環境機構教育システム運用委員会内規

平成26年3月11日 機構長裁定

第1条 この内規は、情報環境機構運営委員会規程第10条第2項の規定に基づき、運営委員会に置く教育システム運用委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会は、情報環境機構（以下「機構」という。）における次項の教育システム及びサービスに係る次の各号に掲げる事項について、連絡、調整及び協議する。

- (1) システムの負担金に関する事項
- (2) システムの運用及び管理並びにサービスの内容に関する事項
- (3) システムの利用に係る広報に関する事項
- (4) システムに関する技術的事項

2 委員会における連絡、調整及び協議の対象とする教育システム及びサービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育用コンピュータシステム及び学内サテライト
- (2) 遠隔講義・会議システム
- (3) CALLシステム
- (4) 学習支援システム
- (5) 教務情報システム
- (6) eラーニング型研修支援
- (7) 学生用メール（KUMOI）
- (8) その他情報環境機構長（以下「機構長」という。）が特に必要と認める教育システム、サービス等

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構の教職員 若干名
- (2) 京都大学における関係部局の教員 若干名
- (3) 情報推進課長、情報基盤課長及び情報システム開発室長
- (4) その他機構長が必要と認める者 若干名

2 前項第1号、第2号及び第4号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから、機構長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会に関する事務は、情報部において処理する。

第6条 この内規に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 この内規の施行後最初に委嘱する第4条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、令和3年4月1日から施行する。